

2020年6月1日

日本動物実験代替法学会 会員各位

2020年度日本動物実験代替法学会第33回大会および本学会の一般社団法人への移行の
1年延期について

2019-2020年度会長・酒井康行

第33回大会長・鈴木真

日ごろからの本学会の活動へのご関与に深く感謝申し上げます

さて、この間、沖縄科学技術大学院大学にて11月に予定されている第33回大会の開催、および、同大会の総会にて決議し2021年1月1日からを予定している本学会の一般社団法人化について、評議員の先生方から広く意見をいただき、それを踏まえ、さる5月26日に開かれた2020年度第二回拡大理事会にて、長時間にわたり議論をいたしました。その結果、理事会としては、2020年度日本動物実験代替法学会第33回大会および本学会の一般社団法人への移行を、共に1年延期をすることと決定をいたしました。

今回の決定に際し、多くの評議員の方からこのコロナ禍を踏まえ、建設的かつ現実的なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げますと共に、以下に決定に至る議論の概要をご報告致します。

1. 第33回の大会について

感染者の増加が顕著に抑制されつつあり、緊急事態宣言も解除され、予定通り沖縄にて物理的に開催することも可能なのではないかとの意見もございました。一方で、冬に再流行が懸念されることや、長距離の移動自粛の継続、企業からの参加者・賛助の減少など、大会開催を困難にする不確定要因も多いとのご意見を数多くいただきました。従って、苦渋の決断ではありますが、今年中の開催は取りやめ、2021年の同時期に改めて沖縄で開催するのが適切と理事会では判断致しました。

一方、このコロナ禍のために、減少している学術報告の場を何とか確保してほしいという意見も一定数あり、理事会としては若手中堅の代替法研究者育成の観点からも、代替法学会がそのような要求に応えることが極めて重要と考えました。従いまして、33回大会実施予定であった2020年の11月12-14日の期間中の1-2日間を使って、オンラインによる代替企画を、現執行部メンバーを中心に実行委員会を組織し開催することと致しました。詳細については、今後適宜ご報告致します。

2. 一般社団法人への移行について

本学会の一般社団法人化は、関連学術コミュニティや社会での本会のプレゼンスを一段階向上させると共に、運営上の持続可能性を高めるために重要であると認識し、鋭意進めて参りました。法人化推進については昨年度の総会でも合意を得て、本年度は定款の制定や法人への移行に関して法人化特別委員会を中心に作業を進めてきております。本年度は、会員の方々を対象にパブリックコメントを求め、提案やプロセスを改善し、総会にて最終的な合意を得て2021年1月1日をもって法人へと移行することとしておりました。

しかしながら、このような学会の在り方を大きく変える変革となるにも関わらず、このコロナ禍のために、会員の方々との意見交換が不十分となることが強く懸念されました。評議員の方々からも、拙速に法人への移行を行うことは適切とは言えないのではないかとの意見を多くいただきました。これらの経緯とご意見を踏まえ、拡大理事会では法人化への移行を1年延期することを決定致しました。

中長期的に見れば、動物福祉を遵守するべきという社会的要請と、影響発現機序に基づいたヒトでの影響を求めるという科学的な要請は、それは3Rs原則の推進ということとなりますが、ますます重要になることは明らかなです。この視点からは、このコロナ禍に対して、代替法学会がすべきことは増大すると認識しています。そこで、短期的には、2020年11月のオンライン代替企画を、様々な制限の中でも実のあるものにすることから始めたいと考えております。

会員の皆様におかれましては、以上2つの理事会判断が、今回のコロナ禍の下で現在の本学会のポテンシャルを考えての苦渋の選択であることをご理解下さされば非常に幸いに存じます。

会員の方々もそれぞれ大変な時期をお過ごしとは存じますが、引き続き代替法学会の活動へのご理解とご関与をお願いする次第です。